

企画調整部

1 行政評価システム 5-3

(1) 目的

市役所は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市役所は、市民がどの程度現状のサービスに満足しているか認識することが必要になる。また、施策や事業の改善、市民満足度の向上を図るため、経営資源（人・物・金・時間）も含めて結果を振り返り、戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

これら市役所の使命を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入した。

総合計画の実現

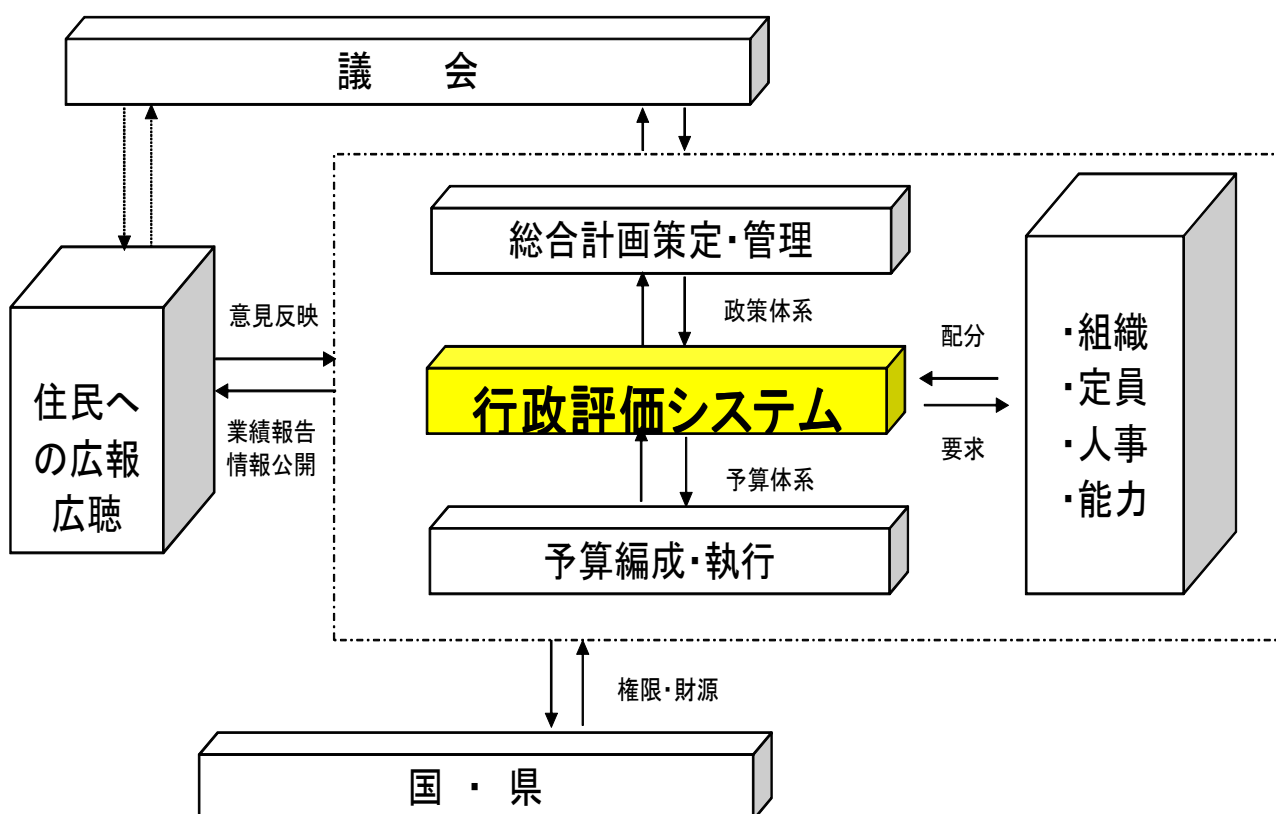
- ◆予算、人事、定数、計画、組織との連携。
- ◆施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

住民起点での行政体質改善

- ◆納税者が納得できるサービスを提供する。

透明性の高い行政運営実現

- ◆住民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。



(2) 概 要

行政評価システムは、戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているか市民と共に評価する。

そして、市の現状を市民・職員ともに把握し、理想と現実のギャップや問題点に気づき、考えていくためのツールである。

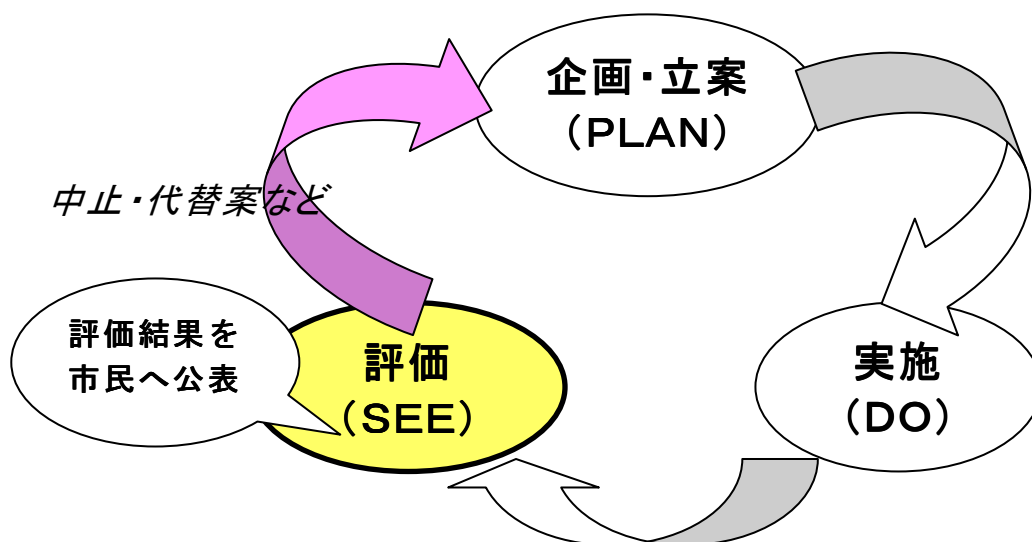
《PLAN》 「佐賀市のビジョン」である総合計画の施策体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、計画を企画・立案する。

《DO》 目標達成のために、予算と人を活用して効率的な事業実施を行う。

《SEE》 行政は、これまで成果の検証が充分でなかったことから「やりっぱなし」の批判を受けることが多かった。しかし現在は、取り組みの結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表し、その結果と市民の意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させることにしている。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

～行政評価システムのサイクル～



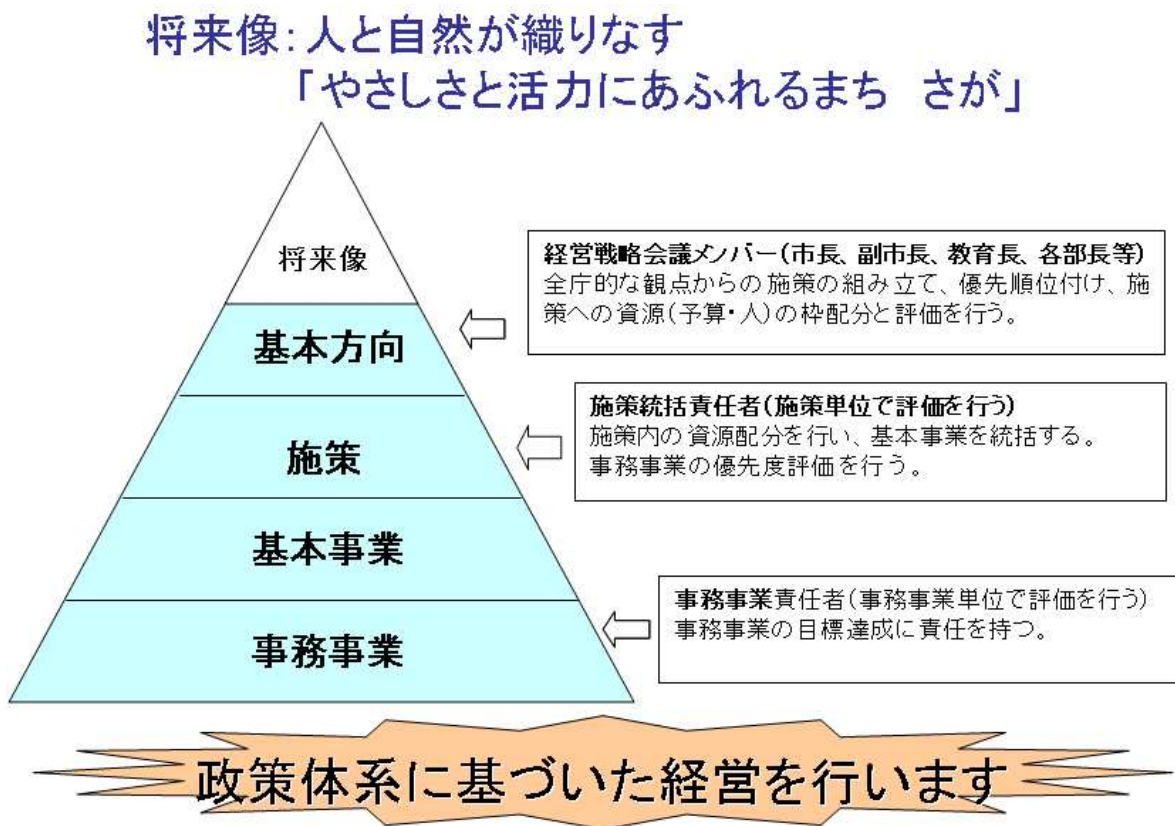
結果を振り返り、次の企画と実施に反映させる仕組み

(3) 施策評価

平成 19 年度から平成 26 年度までの 8 年間を計画期間とする「第一次佐賀市総合計画」の進捗管理については、行政評価を活用している。

また、従来の事務事業単位の評価では、個別の事業を評価することは可能であるが、“政策展開の基本方向”の現状の把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなど、大きな視点での確認ができていなかったため、事務事業を包括する施策単位での評価（施策評価）を行っている。

施策評価とは、「第一次佐賀市総合計画」の施策ごとに、各施策項目の中心となる課長が施策統括責任者となり、関係部署との調整を行い、それぞれの現状や課題を認識し、成果目標の達成具合を確認する。その結果を受け、「経営戦略会議」において、全庁的な観点から重要性や緊急性に応じた施策の優先順位付けを行い、限られた財源の有効活用を図るとともに、「第一次佐賀市総合計画」の確実な推進を図るものである。



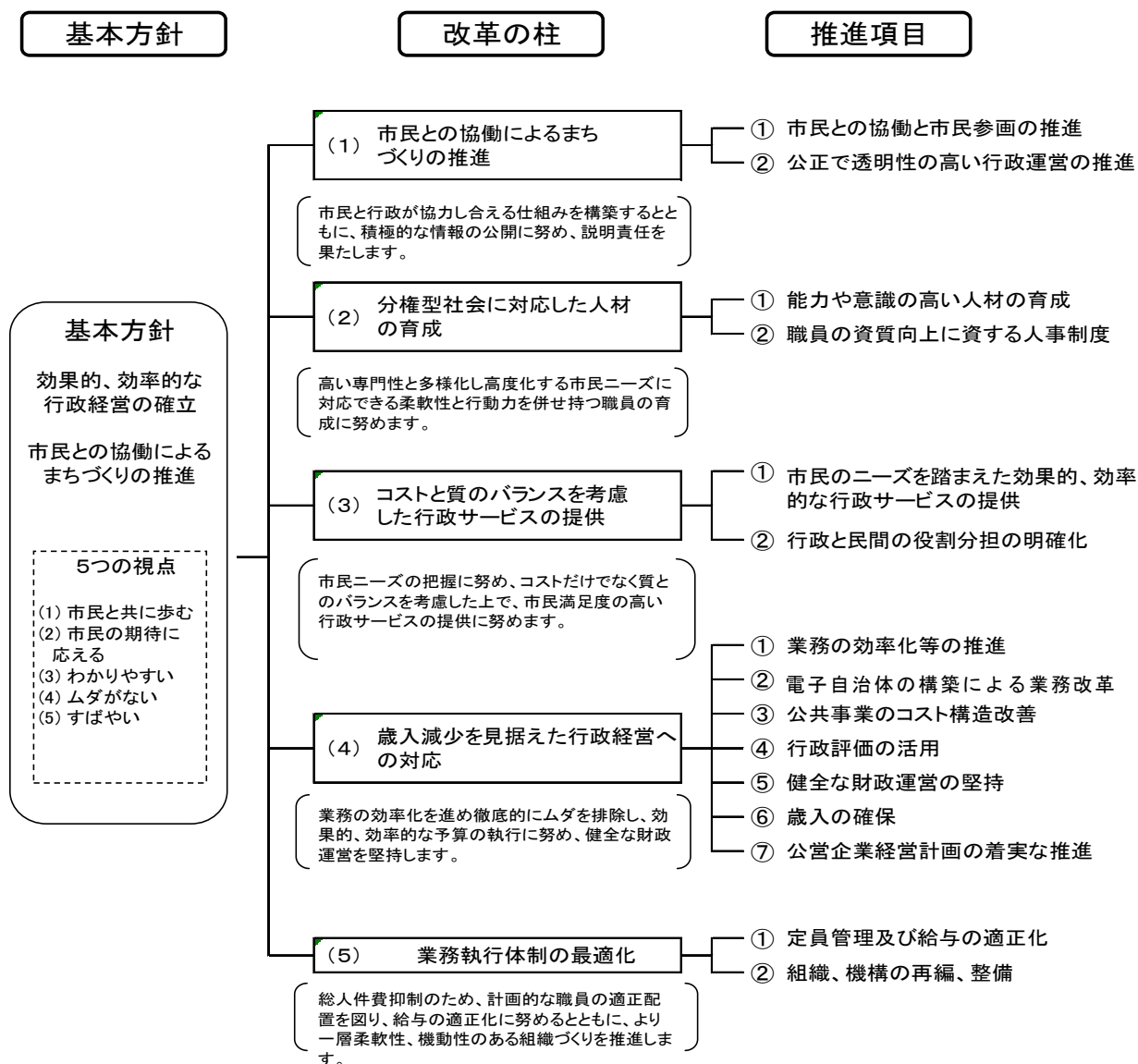
2 行政改革事業 5-3

(1) 第2次行政改革大綱及び行政改革プラン

前・行政改革大綱（実施期間：平成19～23年度）の基本方針を継承しつつ、合併後の市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第2次行政改革大綱（実施期間：平成24～26年度）を策定している。また、その実効性を確保するため、各課が取り組む具体的な実施計画を掲げた行政改革プランを策定し、着実な推進を図っている。

① 第2次行政改革大綱

更なる市民満足度の向上を目指して、民間の経営的な視点に立つ「行政経営」という考えを取り入れた「効果的、効率的な行政経営の確立」と「市民との協働によるまちづくりの推進」を基本方針とし、「市民との協働によるまちづくりの推進」、「分権型社会に対応した人材の育成」、「コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供」、「歳入減少を見据えた行政経営への対応」、「業務執行体制の最適化」を5つの改革の柱としている。



② 行政改革プラン

第2次行政改革大綱の実施計画として、全61項目を掲げている。

実施期間	
◆平成24年度から平成26年度までの3年間	
目標・効果	
◆財政上の効果額	10億3,232万円（3年間の累計額）
◆数値目標の設定	34項目／61項目中

(2) 行政改革実績

○ 平成24年度行政改革実績

改革の柱	財政上の効果額
(1) 市民との協働によるまちづくりの推進	—
(2) 分権型社会に対応した人材の育成	—
(3) コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供	3,432万円
(4) 歳入減少を見据えた行政経営への対応	9億2,112万円
(5) 業務執行体制の最適化	—
合 計	9億5,544万円

※ 行政改革プランの成果

(3) 主な取り組み事例

～行政改革プラン進捗状況報告(平成25年6月報告分)より～

① 市民との協働によるまちづくりの推進

ア 自治基本条例の制定

市民35名で構成された佐賀市自治基本条例検討会議において検討を重ね、条例素案がとりまとめられた。また検討経過を随時広報するとともに、シンポジウムを開催して市民意識の醸成を図った。

イ 地域コミュニティの推進

モデル校区の取り組みが、平成23年度4校区、平成24年度3校区、平成25年度9校区となり、市内32校区中半数となった。また平成25年4月現在、6校区でまちづくり協議会が発足された。

② 分権型社会に対応した人材の育成

ア 職員提案制度の実施

応募件数24件のうち2件を優秀提案として表彰し、実施の方向で所管課に検討を依頼した。そのうち「マナーアップ週間（月間）の設置」については、平成24年度末から取り組みを開始した。

イ 女性職員の活躍支援の推進

女性職員の意識・意欲向上を図るため、キャリアデザイン研修、ネットワーキング研修及び女性職員限定相談会（さがじょ会）の各種研修を実施し、女性職員の資質向上と組織における女性の活躍を支援した。

③ コストと質のバランスを考慮した行政サービスの提供

ア 全庁的業務改善運動（元気UP！SAGA運動）の実施

自主的な取り組みの一つとして、学校事務員の業務を見直し、校内環境整備に係るコスト削減を図ったことで500万円の経費削減額を生み出した。

イ 可燃ごみ収集業務の民間委託

平成23年度までの8コースに加え、新たに1コースを委託し、朝の早い時間に収集できることによる市民サービスの向上に加え、人件費及び車両維持経費の節減にもつながった。

④ 歳入減少を見据えた行政経営への対応

ア 廃棄物処理施設の統廃合

地元の理解と協力により施設統廃合が可能となった。これにより、平成25年3月にクリーンセンター大和と富士クリーンセンターを廃止し、平成26年3月に川副・東与賀清掃センターを廃止する予定である。

イ 施策別枠配分方式による予算編成

平成25年度当初予算編成において、各部に配分する裁量経費一般財源について施策評価結果に基づき施策別傾斜配分を行った結果、5億8,600万円の縮減額（平成24年度裁量経費一般財源との比較）となった。

⑤ 業務執行体制の最適化

ア 定員管理の適正化

平成24年4月1日現在の職員数が1,839人となり、目標7人に対して6人の削減であった。

イ 組織、機構の再編、整備

各部等が抱える機構上の課題についてヒアリング等を行い、その内容を踏まえて組織改編を実施した。業務の多様化や業務量の増加に伴い、こども課をこども家庭課と保育幼稚園課に分割した。（平成25年4月1日実施）

3 生活バス路線の確保 3-2

市内の交通体系は、山間部の交通空白地帯への対応や子どもの通学時の安全性の確保等にも考慮しなければならない時代となっており、加えて人口減少、少子化、高齢化、環境問題等の社会の変化に対応した取り組みが求められる。

平成 24 年 3 月に策定した「佐賀市公共交通ビジョン」に基づき、行政や交通事業者、市民及び利用者等が協調して、多様な形態を検討するとともに、佐賀市が目指すコンパクトなまちづくりを考慮した利便性・効率性の高い公共交通ネットワークの構築を図る。

事業名	内容	平成 24 年度実績	
		系統数又は 路線数	乗客数 (千人)
生活交通路線維持 費協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国補助、県補助対象路線で、補助金受領後の赤字部分を負担する。	10 系統	2,678 (市営バス 全体)
赤字路線バス運行 委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい 7 路線を市が交通政策として運行する。	7 路線	
廃止路線代替バス 運行費補助	富士町において地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス業者に対し、欠損補助を行う。	9 系統	46
都市間バス路線等 運行費補助	広域生活圏の機能保持及び市民の移動手段の確保を図るため、都市間バス路線等を運行するバス事業者に対し、関係自治体と協調して欠損補助を行う。	8 路線	659
松梅地区デマンド タクシー運行費補 助	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う交通空白地域の移動手段を確保するため、デマンドタクシーを運行するタクシー事業者に対し、欠損補助を行う。(10 月から。9 月までは定時定路線のバスを運行)	1 路線	5
コミュニティバス 運行事業	三瀬地区において高齢者、児童など、いわゆる交通弱者の移動手段を確保するため、さがんバス(22 人乗り)1 台とワゴン車(10 人乗り)1 台のコミュニティバスを運行する。	2 系統	11

4 地域審議会 5-2

(1) 目的（平成 17・19 年度に設置）

平成 17 年 10 月の市町村合併、さらには平成 19 年 10 月の市町合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

(2) 概要

① 設置区域

ア 旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の区域ごとに設置

イ 旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の区域ごとに設置

② 設置期間

ア 平成 17 年合併の区域…平成 27 年 3 月 31 日まで

イ 平成 19 年合併の区域…平成 29 年 3 月 31 日まで

③ 所掌事務

新市建設計画及び合併新市基本計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じて、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

④ 委員の構成

各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15 名以内の委員により組織する。

(3) 実績（平成 24 年度）

審議会名	開催回数	答申、意見数
諸 富 地域審議会	2 回	1 回
大 和 地域審議会	1 回	2 回
富 士 地域審議会	2 回	1 回
三 瀬 地域審議会	3 回	1 回
川 副 地域審議会	1 回	1 回
東与賀地域審議会	1 回	1 回
久保田地域審議会	1 回	1 回

5 男女共同参画 2-10

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 20 年 4 月 1 日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と 6 章（全 21 条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ 21

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「第二次佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ 21」を策定。「男女共同参画社会の実現」をめざし、次の 5 つの基本方向を掲げて具体的な推進を図っている。

基本方向 I	人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
基本方向 II	男女がお互いを認め合う社会づくり
基本方向 III	あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり
基本方向 IV	男女が共に働きやすい環境づくり
基本方向 V	男女共同参画社会を進める市役所づくり

(3) 佐賀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

佐賀市における「男女共同参画社会の実現」を阻んでいる大きな要因であり、かつ重大な人権侵害である配偶者等からの暴力（DV）を防止し、実情を踏まえた被害者支援の取り組みを総合的に推進するため、平成 25 年 3 月に策定。DV に対する市民への啓発や教育を推進するとともに、関係機関と連携を図りながら、DV 被害者の人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を実施する。

(4) 男女共同参画社会推進への啓発事業

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、2 月 14 日のバレンタインデー・3 月 14 日のホワイトデーにちなみ、4 月 14 日 をお互いがお互いを思いやる日“パートナーデー”として発信している。パートナーデーを市民へ浸透させるため、“もらってうれしい”メッセージカードを配布している。

② ^{ひと}女・^{ひと}男フォーラム等の開催

一般市民の方を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男フォーラムを開催し、記念講演やパネル展示を実施している。その他公民館等において出前講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ぱすぽーと」

を年2回発行している。庁内向けには、「男女共同参画課の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。また、書籍等の貸し出しも行っている。

(5) 男女共同参画に関する調査・促進事業

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者等の15名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行う。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等に占める女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査を実施している。

【佐賀市各種審議会・委員会等に占める女性の参画率(%)】

年 度	25
法令に基づくもの	40.3

(参考) 【佐賀市における各種審議会・委員会等に占める女性の参画状況の推移(%)】

年 度	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15
法令に基づくもの	19.8	20.4	20.9	22.2	24.0	25.3	26.2	28.1	30.4
年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24
法令に基づくもの	30.5	32.5	30.3	31.0	29.9	32.1	37.6	38.3	39.2

③ 女性人材リスト拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦やセミナー講師派遣に活用している。(自薦・他薦 随時受付中)

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識に反映した男女共同参画施策展開を行うため、「男女共同参画社会づくりのための佐賀市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談を受ける窓口を設けている。

6 電子自治体の推進 5-3

情報通信技術（ICT^{※1}）のめざましい進歩により、「いつでも、どこでも、誰でも」恩恵を受けられるユビキタス社会^{※2}の構築が進むなど、市民生活や企業活動などの社会全般にわたって大きな変化がもたらされている。

こうした流れは、行政サービスのあり方にも大きな変革を迫るものであり、市民の利便性向上のためにICTを積極的かつ効果的に活用するとともに、業務プロセスを見直し、迅速で正確かつ透明性の高いサービスの提供を図っていくなど、実効性のある電子自治体の構築が望まれている。

一方で、コンピューターウイルスや情報漏えい等の情報資産に対するさまざまな脅威は、増加の一途をたどっている。万一、個人情報流出等の情報セキュリティ事故があった場合には、市政に対する市民の信頼を著しく損ねる重大な事態となることから、十分な対策が必要である。

このような社会状況を踏まえ、本市は一層の市民サービス向上と行政経営の簡素化・効率化を目指して、電子自治体の推進を図るものである。

(1) 国・県の動向

国が定めた「世界最先端IT国家創造宣言」では、平成32年までに、①革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会、②健康で安心して快適に生活できる世界一安全で災害に強い社会、③公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会、を実現するための具体的な取組を策定している。

また、佐賀県では、計画期間を平成25年度から26年度の2ヶ年とする「佐賀県ICT利活用推進計画」を策定し、様々な政策課題の有効な解決ツールとなり得るICTの利活用を促進するための基本的な考え方と推進項目の具体的な取組・工程を明らかにしている。

(2) 佐賀市の情報化施策の方向性

国・県の政策や本市の「第一次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、情報通信技術の進展や社会情勢の変化などに対応しながら、今後も「市民の誰もがICTの便利さを享受し豊かな生活を実感できる」ことを目指し、本市の情報化施策の方向性を示した「佐賀市情報化推進指針」に基づき、継続して情報化の推進に取り組んでいく。



※1 ICT Information and Communication Technology。
IT(Information Technology)からさらに一歩進んで、情報にコミュニケーションの重要性、つまり認知され認識することまでを含めた技術の総称である。

※2 ユビキタス社会 「いつでも、どこでも、利用者が意識することなく、コンピューターやネットワークなどを利用できる」環境を実現した社会のこと。

7 電算自己処理業務一覧 5 - 3

(1) 基幹システム業務

課 名	電算処理業務	開始年月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成 2 年 4 月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・収納・滞納・給付）	平成 2 年 4 月
	国民年金	
	福祉年金	
	後期高齢者医療	平成 19 年 12 月
市民税課	市県民税（特徴・普徴・年特）	平成 2 年 4 月
	軽自動車税	
	法人市民税	
	税証明	
納税課	税収納（普徴・特徴・固定・軽自・年特・たばこ・入湯）	平成 2 年 4 月
	税収納（法人）	平成 6 年 4 月
資産税課	固定資産税（土地・家屋・償却）	平成 3 年 4 月
	都市計画税	
障がい福祉課	障がい医療	平成 2 年 4 月
福祉総務課	ひとり親医療	平成 4 年 4 月
	乳幼児医療	
	児童手当	
	こども手当	平成 22 年 4 月
高齢福祉課	高齢者福祉	平成 7 年 1 月
建築住宅課	市営住宅使用料	平成 2 年 4 月
上下水道局	下水道受益者負担金	平成 3 年 4 月
選挙管理	選挙人名簿	平成 2 年 4 月
委員会	国民投票	平成 22 年 5 月
農業委員会	農政管理	平成 7 年 4 月
農業振興課	農政管理	平成 7 年 4 月
こども課	保育料	平成 23 年 4 月
各課共通	口座	平成 2 年 4 月
	住民登録外	
	送付先	
道路管理課	道路占用	平成 24 年 3 月
河川砂防課	河川占用	平成 24 年 3 月

(2) その他個別システム業務

開始年月	課 名	電算処理業務
平成 7 年 1 月	保護課	生活保護システム
平成 7 年 10 月	建設部	土木積算システム
平成 8 年 5 月	建築指導課	建築確認支援システム
平成 8 年 6 月	図書館	図書館情報システム
平成 8 年 8 月	消防防災課	水防災情報システム
		消防団管理システム
平成 9 年 4 月	情報システム課	財務会計システム
平成 10 年 5 月	保険年金課	国保高額医療費支給システム
平成 10 年 10 月	資産税課	家屋評価システム
平成 12 月 4 月	高齢福祉課	介護保険事務処理システム
平成 12 月 4 月	教育総務課	公立学校施設台帳管理システム
平成 13 年 7 月	選挙管理委員会	期日前・不在者投票システム
平成 13 年 9 月	人事課	人事給与システム
平成 13 年 10 月	市民生活課	戸籍情報システム
平成 14 年 4 月	工業振興課	企業情報検索システム
平成 14 年 4 月	森林整備課	森林施業計画システム
平成 14 年 4 月	森林整備課	造林補助金集計システム
平成 14 年 4 月	市民活動推進課	佐賀市民活動センターホームページ
平成 14 年 4 月	福祉総務課	保健福祉医療総合情報システム
平成 14 年 7 月	富士大和温泉病院	病院総合情報システム
平成 14 年 8 月	市民生活課	住民基本台帳ネットワークシステム
平成 14 年 9 月	秘書課	電子看板システム
平成 16 年 2 月	納税課・保険年金課	滞納整理支援システム
平成 16 年 4 月	行政管理課	行政評価システム
平成 16 年 4 月	情報システム課	市有施設予約システム
平成 16 年 10 月	秘書課	動画配信システム
平成 16 年 10 月	建築住宅課	C A D システム
平成 16 年 12 月	循環型社会推進課	エコプラザホームページ
平成 17 年 3 月	市民生活課	自動交付機
平成 17 年 4 月	学事課	校務支援システム
平成 17 年 7 月	保険年金課	国保情報データベースシステム
平成 17 年 9 月	南部建設事務所	地籍調査事務支援システム
平成 17 年 10 月	消防防災課	緊急通報システム
平成 17 年 10 月	建築住宅課	公営住宅管理システム
平成 18 年 2 月	環境課	畜犬管理システム
平成 18 年 4 月	総務法制課	例規執務サポートシステム
		会議録検索システム
		現行法令 W e b システム
平成 18 年 4 月	契約検査課	電子入札システム
平成 18 年 4 月	情報システム課	新ホームページ管理システム

平成 18 年 4 月	上下水道局	下水道受益者分担金管理システム
平成 18 年 4 月	久保田支所	下水道使用料システム
平成 18 年 6 月	建築指導課	建築行政情報管理システム
平成 18 年 6 月	障がい福祉課	障害程度区分訪問調査支援システム
平成 18 年 9 月	学校教育課	学校図書館情報ネットワークシステム
平成 19 年 4 月	情報システム課	統合 G I S (地理情報システム)
平成 19 年 4 月	富士大和温泉病院	健康管理システム
平成 19 年 8 月	富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム
平成 19 年 9 月	市民税課	課税資料原票管理システム
平成 19 年 9 月	保険年金課	後期高齢者医療広域連合電算処理システム
平成 20 年 3 月	富士大和温泉病院	財務会計システム
平成 20 年 4 月	森林整備課	森林土木積算システム
平成 20 年 8 月	資産税課	固定資産評価システム
平成 20 年 4 月	保険年金課	特定健診等データ管理システム
平成 20 年 8 月	農業振興課	水田情報管理システム
平成 20 年 9 月	議会事務局	会議録作成支援システム
平成 20 年 9 月	こども家庭課	放課後児童クラブシステム
平成 20 年 10 月	保険年金課・健康づくり課	健診保健指導システム
平成 20 年 11 月	市民税課	e L T A X
平成 21 年 1 月	上下水道局	設計積算 CAD システム
平成 21 年 3 月	総務法制課	統計調査支援システム
平成 21 年 3 月	福祉総務課	地域福祉支援システム
平成 21 年 3 月	学事課	学齢簿・就学援助システム
平成 21 年 6 月	学事課	教職員用コンピュータシステム
平成 21 年 6 月	学事課	学校情報携帯メール配信システム
平成 21 年 10 月	保険年金課	退職者振替支援システム
平成 22 年 4 月	都市政策課外 26 課	公共工事設計積算システム
平成 22 年 4 月	道路管理課	道路台帳管理システム
平成 22 年 4 月	文化振興課	地域資源データベース
平成 22 年 4 月	上下水道局	浄化槽使用料システム
平成 22 年 7 月	学事課	給食費管理システム
平成 23 年 4 月	保護課	生活保護等版レセプト管理システム
平成 24 年 3 月	消防防災課	被災者支援システム
平成 24 年 3 月	健康づくり課	栄養指導管理システム
平成 24 年 10 月	学事課	校納金徴収システム
平成 24 年 11 月	健康づくり課	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」

※ 同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

8 世界遺産登録推進事業 4－6

平成 21 年 1 月 5 日に世界遺産暫定一覧表に記載された「九州・山口の近代化産業遺産群」は、ユネスコへの推薦準備が整ったことから、平成 25 年 9 月 17 日に日本政府により平成 25 年度の国内推薦案件として選定され、「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」として、ユネスコへ推薦書（暫定版）が提出された。これにより、平成 27 年度の世界遺産委員会において登録の可否が決定されることとなった。

この「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の一つとして、佐賀市の「三重津海軍所跡」が取り上げられており、世界遺産登録に向けた取組みとして、今後も引き続きその内容解明と価値付けのための調査・研究を行うとともに、資産の保全や価値の伝達についての措置を図っていく。

また、本提案は、九州・山口を中心とした自治体の連携で行うため、8 県 11 市で構成する「『九州・山口の近代化産業遺産群』世界遺産登録推進協議会」に加盟し、世界遺産登録推進事業を行う。

さらに、世界遺産の登録にあたっては、その歴史遺産に対する市民の保存・継承への理解と継続的な保全活動への参加が不可欠であるため、市民団体や企業等との協働体制のもと、広報活動や講演会・シンポジウム並びに関連イベントの開催などによる情報提供・交換を行い、市民における機運の醸成を図っている。

9 歴史まちづくり推進事業 4-6

平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）に基づき策定した佐賀市歴史的風致維持向上計画が、平成 24 年 3 月 5 日に国の認定を受けた。

この計画に基づき、平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間、認定計画に記載した事業を重点区域（佐賀城下町地区）内で展開し、地域の歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを推進する。

また、公益財団法人鍋島報効会をはじめ、まちづくり団体や佐賀市などによる「さが城下まちづくり実行委員会」を組織し、文化庁の支援を受けて、企画展、佐賀城下探訪会、お濠めぐり舟の運行、校区案内ポイントの作成などを行い、歴史・文化を活かしたまちづくりを実践している。